木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会設置要領

（趣旨）

第１　この要領は、木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２　木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

（審査事項）

第３　委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

⑴　提案内容の評価及び受託候補者の選定

⑵　その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

２　受託候補者の選定は、書類審査及び企画提案者のプレゼンテーションの審査により決定するものとする。

（組織）

第４　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第５　委員長は、企画部次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、財務部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、または欠けた時は、その職務を代理する。

（委員）

第６　委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第７　委員会は委員長が招集する。

２　委員会の議長は、委員長をもって充てる。

３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８　委員会の庶務は、市長公室シティプロモーション課において処理する。

（秘密の保持）

第９　委員は、審査内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第１０　この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

　この要領は、令和６年　月　日から施行し、受託候補者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表（第6関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 委員長 | １　企画部次長 |
| 副委員長 | ２　財務部次長 |
| 委員 | ３　市長公室次長  ４　経済部次長  ５　企画部オーガニックシティ推進課長  ６　市長公室シティプロモーション課長 |